

件名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例
主管課	健康増進課
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成25年2月15日公布・同年4月1日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>標記政令により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）が改正されたことに伴う規定整備</p> <p>◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）で規定する自立支援医療費のうち、<u>育成医療に係るものの支給認定及び自立支援医療費の支給に関する事務が県から市町に移管された</u>（25.4.1～）ことにより、標記条例の罰則規定の該当箇所について削除するもの</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(過料)</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、育成医療又は精神通院医療に係る自立支援給付に関して法第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、…又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">削る</div> <p>(2) 正当な理由なしに、育成医療又は精神通院医療に係る自立支援給付に関して法第10条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、…又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> </div>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>■障害者総合支援法の自立支援医療の種類</p> <p>○育成医療 下記の障害を有する障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療 (対象となる障害) 白内障、先天性緑内障、先天性耳奇形、先天性股関節脱臼、内部障害（腎臓機能障害、肝臓機能障害、H I Vによる免疫機能障害）等</p> <p>○更生医療 身体障害者に対し、その自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療</p> <p>○精神通院医療 精神障害者に対し、病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療</p>	